

瑞穂監第40号
平成30年1月12日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「市民課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「市民課」における平成29年4月1日から平成29年8月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「手数料事務」について、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し、監査を行った。

市民課は、課長以下9名の職員と補助職員5名で次の事務を行っている。

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 特別永住者等に関すること。
- (4) 印鑑登録に関すること。
- (5) 身分証明に関すること。
- (6) 戸籍、住民票等の広域相互発行に関すること。
- (7) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
- (8) 人口動態に関すること。
- (9) 火葬場運営管理に関すること。
- (10) 旅券発給事務に関すること。
- (11) 埋火葬許可に関すること。
- (12) 霊きゅう車、祭壇等の使用に関すること。
- (13) 墓地に関すること。
- (14) 犯歴等に関すること。
- (15) 契約に関すること。
- (16) 広報に関すること。
- (17) マイナンバー制度及び公的個人認証に関すること。
- (18) 印紙等購買基金に関すること。
- (19) 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法の支援措置に関すること。
- (20) 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関すること。
- (21) 他課業務(道路、水路、河川、交通安全施設、農業、上下水道など)に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

平成29年9月27日(水)及び平成29年9月28日(木)

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び手数料の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

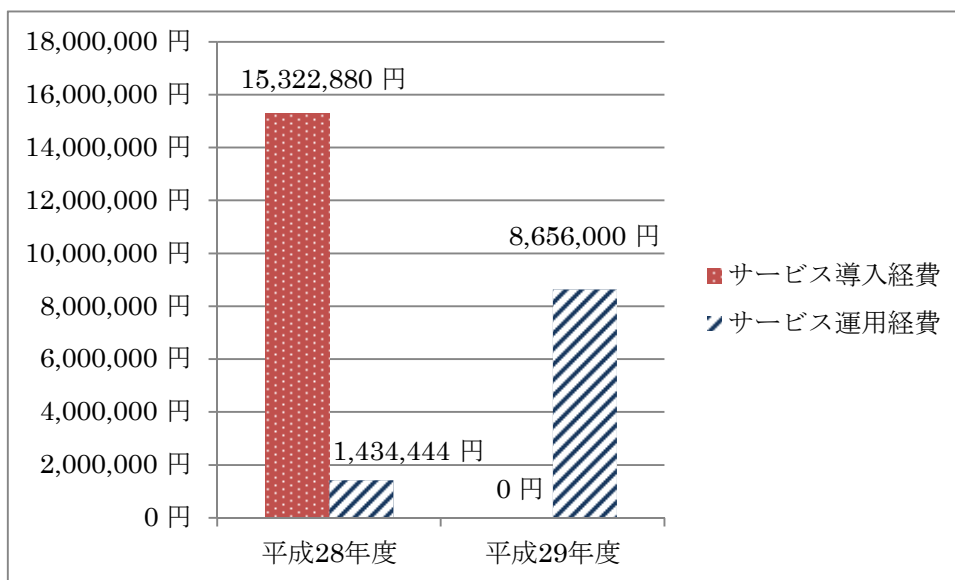
「市民課」における財務の執行状況は、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成29年8月末現在

| | 予算額(円) | 収入・執行済額(円) | 比率(%) |
|----|-------------|------------|-------|
| 歳入 | 25,421,000 | 11,671,929 | 45.9 |
| 歳出 | 152,759,000 | 54,227,448 | 35.5 |

◆コンビニ交付サービス経費

(平成29年8月末現在)



※サービス運用経費の平成28年度は2か月分の執行済額であり、平成29年度は、予算現額を記載。

◆市民課窓口交付及びコンビニ交付枚数

(平成29年8月末現在)

| 平成28年 | | 平成29年 | | | | | |
|---------|--------|---------|--------|---------|-----------|--------|---------|
| | 窓口交付枚数 | 平成29年 | 窓口交付① | | コンビニ交付②枚数 | ① + ② | |
| | | | 枚数 | 対前年 | | 枚数 | |
| | 対前年 | | | | 対前年 | 対前年 | 対前年 |
| 平成28年2月 | 4,962 | 平成29年2月 | 4,771 | ▲ 191 | 35 | 4,806 | ▲ 156 |
| 平成28年3月 | 5,746 | 平成29年3月 | 5,664 | ▲ 82 | 25 | 5,689 | ▲ 57 |
| 平成28年4月 | 4,220 | 平成29年4月 | 3,583 | ▲ 637 | 25 | 3,608 | ▲ 612 |
| 平成28年5月 | 3,743 | 平成29年5月 | 3,442 | ▲ 301 | 14 | 3,456 | ▲ 287 |
| 平成28年6月 | 4,432 | 平成29年6月 | 4,029 | ▲ 403 | 37 | 4,066 | ▲ 366 |
| 平成28年7月 | 3,853 | 平成29年7月 | 3,184 | ▲ 669 | 23 | 3,207 | ▲ 646 |
| 平成28年8月 | 4,152 | 平成29年8月 | 3,256 | ▲ 896 | 36 | 3,292 | ▲ 860 |
| 期間計 | 31,108 | 期間計 | 27,929 | ▲ 3,179 | 195 | 28,124 | ▲ 2,984 |
| 期間平均 | 4,444 | 期間平均 | 3,990 | ▲ 454 | 28 | 4,018 | ▲ 426 |

2 手数料事務等について

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|---------|---|--|
| 1 | 総括等について | <p>現在、市民課の窓口での手数料事務は、「まず申請書等を受取り、本人確認等を行った後、端末から証明書を発行し、証明書等の交付時に手数料を現金で受け取る。」という流れで行われている。</p> <p>申請書等の受取りから、現金收受、本人交付までを、全て一人の職員（補助職員）で行っている。</p> | <p>申請書等の受付から現金收受及び証明書交付までの一連の事務を一人で行うことは、現金及び証明書の交付誤り等の事故を招くおそれが多分にある。</p> <p>受付職員と確認する職員を別人とするなど、複数人でチェックを行う体制に改めるべきである。</p> |
| | | <p>窓口で受付けた申請書等及び郵送による請求等に係る記録がとられていなかった。</p> | <p>何も記録がとられていないということは、申請書等の抜き取りや現金又は定額小為替証書等の横領のリスクが十分にある。</p> <p>現在の市民課の管理状況では、事故や不正が生じる可能性が高いことから、「申請書等にナンバーリングで付番する。」「郵送での請求には記録をつける。」など、早急に対策を講ずべきである。</p> |
| | | <p>手数料収入の金銭登録機（以下「レジスター」という。）の確認は、12時、15時、17時は補助職員が、定時後は正職員が行っていた。</p> | <p>主に証明書発行事務を行っている補助職員がレジスターの金額の確認を行っていることは、適切なチェックが行われているとは言い難い。</p> <p>先ほど述べた申請書等へのナンバーリングでの付番とともに、チェック体制の見直しを図るべきである。</p> |
| | | <p>平成27年4月から平成29年8月末までの手数料収入の過不足について市民課に確認を行ったところ、「過不足は発生していない。」との回答であった。</p> | <p>今回の監査対象期間においては、過不足は生じていないとのことであったが、今後、発生することは十分ありえることから、収入に過不足が生じた際の適切な事務処理方法を早急に検討すべきである。</p> |
| | | <p>平成29年9月28日に市民課の現地調査を行ったところ、レジスターのお釣りに不足が生じたため、補助職員が立替えて両替を行っていた。</p> <p>市民課に確認したところ、課長が在席時は、課長が立替えているとのことであった。</p> | <p>課長が両替の立替えを行うこと自体、適切であると言えないが、補助職員が立替えることは論外である。</p> <p>公金を取り扱っているという自覚を持ち、会計課と協議し、金融機関で両替を行うなど、適切に処理すべきである。</p> |

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|------------------|---|---|
| 2 | レジスターに係るレシートについて | 住民票の写し等手数料の納入者に対し、レジスターによるレシートを交付している。 | 現在の会計規則においては、レジスターによるレシートを領収書とする旨の規定がされていないことから、出納員の職、氏名の記載があり、かつ押印された領収書を交付しなければならないことになる。 レジスターによるレシートを交付するのであれば、瑞穂市会計規則を早急に改正すべきである。 |
| 3 | つり銭について | 市民課レジスター用のつり銭の中に1万円札が含まれていた。 | 市民課によると、「つり銭と当日の収入分を入れ間違えた。」との回答であった。 1万円札をつり銭として準備していても、お釣りとなり得ないことから、今後は確認を行い、適切なつり銭となるように準備していただきたい。 また、現在保有している額が適切か検証いただきたい。 |
| | | 宿日直者用の動物火葬用のつり銭には1円硬貨が含まれていた。 | 市民課によると、「以前からの名残で1円硬貨を保有していた。」との回答であった。 「会計課と調整し修正した。」との回答であったことから、今後も適切なつり銭となるように注意されたい。 |
| 4 | コンビニ交付サービスについて | 平成29年2月から開始されたコンビニ交付サービスの利用状況が、平成29年2月から平成29年8月までで195件であり、月平均28件であった。 | コンビニ交付サービスの経費として、平成28年度においては16,757,324円が支出され、平成29年度においては、8,656,000円予算計上されている。 多額の経費が掛けられたにもかかわらず、交付枚数は低調で推移しており、費用対効果が低い。 平成29年8月末時点での個人番号カードの交付率が人口の7.7%と低いことも利用の伸びない要因のひとつであることから、市全体で個人番号カードの普及啓発を行い、証明書交付による窓口混雑緩和のためにも交付率及び利用率の向上を行っていただきたい。 |

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|--------------------|---|---|
| 5 | 私人への収納事務の委託の告示について | 平成 29 年 2 月から開始されているコンビニエンスストアにおける証明書の自動交付に係る証明書交付手数料の収納事務の委託の告示が、平成 29 年 6 月 1 日に行われていた。 | <p>地方自治法施行令第 158 条第 2 項では、「前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」と規定されている。</p> <p>コンビニへの収納事務委託は、平成 29 年 2 月から開始されていたが、平成 28 年度の告示は行われていなかった。</p> <p>また、平成 29 年度においても 2 か月遅れの平成 29 年 6 月 1 日に告示されていたことから、今後は速やかに告示を行うべきである。</p> |
| 6 | 収入印紙について | <p>収入印紙等購買基金として 300 万円保有しているが、毎月の購入はおおむね 50 万円程度であった。</p> <p>収入印紙等管理簿において、現金の払出し及び収入印紙の増加に係る記載方法に不整合が生じていた。</p> <p>また、収入印紙等購買基金運用状況調書の平成 28 年度末現在高（期末）と収入印紙等購買基金管理簿の平成 29 年度現在高（期首）に 11,000 円の差異が認められた。</p> | <p>平成 26 年度に実施した定期監査の後に、収入印紙等購買基金の保有額は 500 万円から 300 万円に引き下げられた。</p> <p>市民課に確認したところ、月内で印紙等を購入している額はおおむね 50 万円程度であり、多い月でも収入印紙と県収入証紙を併せ 100 万円ほどであったことから、現在保有している 300 万円は過多ではないかと判断される。適切な金額となるように見直していただきたい。</p> <p>月によっても、現金払出日及び収入印紙等の増加日の記載にバラツキがあったことから、適切な記載となるように改められたい。</p> <p>また、期末と期首の現在高の数値に差異が生じていることは、ありえないことから、正しく記載し、併せてチェック体制を整えていただきたい。</p> |

3 その他について

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|----------------|---|--|
| 7 | 霊きゅう車の購入について | 平成 28 年度の予算で霊きゅう車が購入されていた。 | 平成 22 年度に実施された包括外部監査に係る措置結果において、市民課は、「今後、霊きゅう車・祭壇等の耐用年数及び使用頻度等を考慮して順次廃止していく。霊きゅう車に関しては 4～5 年後を見据えて廃止の方向に持っていく。」との回答であった。 包括外部監査での措置結果と方針が変わったのであれば、事前に丁寧に周知等すべきであった。 今後、運転手に不測の事態が生じた場合などにどのように対処すべきか検討していただきたい。 |
| | | 平成 28 年度の霊きゅう車購入に際し、平成 29 年 3 月 31 日に役務費及び公課費の予算が不足したため、流用されていた。 | 当初予算及び補正予算のいずれも予算計上されず、流用されたことから、適切に予算計上すべきである。 |
| 8 | 支出負担行為日の誤りについて | 通知カードに係る負担金の支出負担日について、正しくは平成 29 年 4 月 3 日とすべきところを、平成 29 年 4 月 20 日とされていた。 | 市民課によれば、「支出負担行為日に誤りがあったため修正した。」とのことであった。 単純な誤りであるので、今後、間違えないように十分注意していただくとともに、これ以外にも誤り等が生じていないか徹底的に確認していただきたい。 |

以上